

## アイフル レター - vol.4 -

## 1. 社会貢献活動のご報告

弊社では、良き企業市民として「お客様のため、社会のために、私たちができること」という観点で、社会貢献活動を推進しており、平成6年から、その趣旨に賛同する各種の公益団体に支援活動を行っております。

今回は、「国際NGOプラン・ジャパン（財団法人 日本フォスター・プラン協会）」と「NPO法人 国際ボランティア学生協会（IVUSA）」への支援活動についてご報告致します。

**国際NGO プラン・ジャパン**

途上国の子どもの生活環境向上を推進する国際NGOプランの日本事務局「プラン・ジャパン」に、平成11年より継続的に支援活動を行っております。毎年の支援は主にアフリカ・アジア各国における各種プロジェクトに使われ、世界各地で様々な役立っております。

「プラン特別プロジェクト フィリピン サマールノースにおける保育所建設プロジェクト」では、フィリピンのサン・ロケ町ゲール村に保育所を建設、机や椅子などの備品を支給し、子どもたちにとって安全な教育環境を整えるための活動を支援、平成20年9月に無事完了し、9月15日には保育所の引渡し式が行われました。

**NPO法人 国際ボランティア学生協会**

活動の大半を大学生が運営しており、国際協力・環境保護・社会福祉・災害救援に取り組んでいる「国際ボランティア学生協会」に、平成20年より支援活動を行っております。

同協会が実施するネパールのパルパ郡ジャミレバタサ村に小学校を開設するための「第3次ネパール小学校建設プロジェクト」を支援、同協会としては、ネパールで2校目となる小学校が、平成20年12月に開設致しました。

フィリピンの保育所（プラン・ジャパン）



ネパールの小学校（国際ボランティア学生協会）



今後も、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念に基づき、事業を通じて社会に貢献するとともに、企業市民として、より良い社会の実現に向けて尽力してまいります。

## 2. 貸金業法・自主規制について ～「過剰貸付けの禁止③」編～

第4回目も、引き続き「過剰貸付けの禁止」についてです。  
今回は、収入の無い専業主婦の方が該当する「配偶者貸付け」について、Q&A方式で解説致します。

Q：4条施行では、総借入残高が年収等の3分の1を超える貸付けを原則として禁止する総量規制が導入されるそうですが、収入のない専業主婦は今後借入することはできないの？

A：専業主婦の方が借入しようとする場合、配偶者（夫）の同意が必要となります。

同意を得られない場合は、借入できないこととなります。

専業主婦の方は収入がないため、年収も借入も本人と配偶者（夫）分を合算することになります。

例えば、

「専業主婦の本人」＝年収0円、既借入額50万円

「配偶者（会社員の夫）」＝年収600万円、既借入額100万円

夫婦年収600万円×1/3＝200万円（総量規制上の借入可能額）

夫婦既借入額150万円

総量規制上の借入可能額200万円－夫婦既借入額150万円＝50万円

となり、配偶者（夫）の同意を得られた場合は、50万円までの借入が可能\*となります。

\*あくまでも総量規制上の借入可能額であり、実際の借入可能額とは異なります。

Q：配偶者（夫）の年収や借入も調査することになるの？

A：4条施行では、1社あたり貸付50万円を超える場合又は他社貸付との合計貸付金が100万円を超える場合、貸金業者は資金需要者から年収額を証明する書類の取得が義務付けられることとなります。そのため、この基準を超える貸付を行う場合は、専業主婦である本人に収入がないため、配偶者（夫）の年収額を証明する書類が必要となります。

また、本人と配偶者（夫）の借入の状況については、指定信用情報機関を利用し調査をすることとなります。

このほかに、配偶者（夫）との身分関係を証明する書類（戸籍の抄本等）も必要となります。

Q：年収額を証明する書類とは、具体的にどんなもの？

A：源泉徴収票や確定申告書、納税通知書等が収入を確認する証明書類として用いられます。

給与明細書でも可能となりますが、直近2ヵ月分以上のものが必要となります。

また、賞与がある場合は賞与明細書を確認できれば、給与額と合算することができます。

専業主婦の方が利用するには、これまで同様「ご本人様の身分証明書（免許証等）」のほか、「配偶者の同意書」、「配偶者との身分関係を証明する書類（戸籍の抄本等）」が必要となります。

さらに、1社あたり貸付50万円を超える場合又は他社貸付との合計貸付金が100万円を超える場合は「年収額を証明する書類（源泉徴収票等）」が必要となります。

お客様にはご不便、ご面倒をお掛けすることもございますが、何卒ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

貸金業法では、「貸金業者は、顧客等の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、当該顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。」とされています。当社でも、過剰貸付けの防止等に努め、適正な業務運営を行いお客様に安心して適切にご利用いただけるよう努めて参ります。

以上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>